

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。令和7年10月1日更新

### 特記事項

個人住民税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道千歳市長

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他    ( 団体内統合利用番号連携サーバー )</p>



システム5	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>①給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。</p> <p>②特別徴収税額通知データの送信機能 給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額決定通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。</p> <p>③申告データ審査・照会機能 地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。</p> <p>④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>①国税連携データ配信機能 国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体が国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする。</p> <p>②国税連携データ照会機能 「国税連携データ配信業務」によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体が検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。</p> <p>③団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。</p> <p>④マスタ管理機能 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>

システム7	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	①住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ②地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 申請管理システム )
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	①申請を受け付けた後の申請データの授受から、審査、公文書作成等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続き、審査状況の確認ができる機能 ②個人住民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( マイナポータル申請管理、個人住民税システム )
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項</li> <li>・別表 24の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </p>
②法令上の根拠	<p><b>【情報提供】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</li> </ul> <p><b>【情報照会】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の表 48の項</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	基準日時点の市民、市外在住の課税対象者、及びそれらの被扶養者
その必要性	個人住民税の適正な賦課業務の実施のため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号などの識別情報及び4情報は、申告書等の課税資料から課税対象者を特定するために保有</li> <li>・連絡先は、通知書等の送付、連絡及び申請等の内容確認のため、また、確定申告書に印字するために保有</li> <li>・その他住民票関係情報は、配偶者及び扶養者の特定のために保有</li> <li>・国税関係情報は、所得税情報の確認のため、また、申告受付情報を作成するために保有</li> <li>・地方税関係情報は、個人住民税の賦課を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報は、適正な社会保険料控除を行うために保有</li> <li>・障害者福祉関係情報は、障害者に対する市税の減額決定を行うために保有</li> <li>・生活保護関係情報は、課税の可否を判定するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAXシステム、国税連携システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム )	
③使用目的 ※	個人住民税の賦課業務	
④使用の主体	使用部署	総務部税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 各種課税資料の名寄せ 毎年1月1日現在の住民登録に基づき、各機関、事業者などから入手した申告書や給与支払報告書などの課税資料を納税義務者ごとに名寄せし、個人住民税の賦課決定及び更正を行う。 2 非課税判定、控除適用判定 生活保護の受給状況や身体障害者手帳の所持状況などの情報により、均等割非課税や障害者控除の適用等を判定する。
	情報の突合	(1)住基情報と課税台帳データを突合し、納税通知書等の送付先を最新の住基情報に同期する。 (2)生活保護受給者情報や身体障害者手帳情報等と課税台帳データを突合し、非課税判定を行う。 (3)身体障害者手帳等所有者情報と控除適用状況を突合し、障害者控除等の適用状況を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	市・道民税賦課計算業務(標準準拠システム)	
①委託内容	申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	北海道日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面による届出
	⑥再委託事項	給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 56 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 11 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項に定める第1欄の情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定めるとおり
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める個人住民税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録された個人(過去年度分を含む。)
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の更正決定等
③提供する情報	個人住民税の賦課決定、更正に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は第316条に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	該当者が判明した都度

<b>提供先3</b>	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税の徴収
③提供する情報	第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項に規定される情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の方法により個人住民税を納付する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
⑦時期・頻度	当初通知は当該年度の住民税額を決定した後(年1回)。税額の更正があった場合は随時。
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	総務部納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
②移転先における用途	個人住民税の徴収に関する業務
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税がある者(過年度の課税者を含む。)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

移転先2～5	
移転先2	市民環境部国保医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、国民健康保険加入者のいる世帯に属する者(過年度の課税者を含む。)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先3	市民環境部国保医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、後期高齢者医療保険加入者のいる世帯に属する者(過年度の課税者を含む。)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先4	市民環境部戸籍住民課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、国民年金受給者又は加入者(過年度の課税者を含む。)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先5</b>	保健福祉部高齢者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税の課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、介護保険加入者(過年度の課税者を含む。)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先6</b>	こども福祉部こども政策課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の9の項	
②移転先における用途	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税の課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、保育の提供を受ける者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先7</b>	保健福祉部障がい者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の21の項	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税の課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、サービスを利用する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

<b>移転先8</b>	保健福祉部障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の51の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、サービスを利用する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先9</b>	保健福祉部障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の117の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、サービスを利用する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先10</b>	こども福祉部こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、手当を受給する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <個人住民税システム・番号管理連携システムにおける措置>

- ①特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。
- ②当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。

### <eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置>

- ①特定個人情報は、一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンター内のサーバーで保管される。
- ②千歳市から当該サーバーへのアクセスは、専用端末からしかできないよう制限される。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

#### 保管方法

- ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
  - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
  - ・日本国内でデータを保管している。
- ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

#### 消去方法

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。  
さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全消去する。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

#### 保管方法

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
  - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
  - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

#### 消去方法

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

### <マイナポータル申請管理における措置>

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

### <申請管理システムにおける措置>

- ①個人番号等に事業者がアクセスできないようにアクセス制御を実施している。
- ②「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管して

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

宛番号 予備キー 世帯番号 住民税用世帯番号 続柄コード 続柄漢字 氏名カナ1 氏名カナ2 生年月日 性別 誰に世帯 誰に住民  
扶養者特定表示 扶養専従区分 配偶者区分 配偶者住民コード 障害者控除 老人扶養控除 住民区分 住定事由 住民となった年月日  
住民でなくなった年月日 住所編集パターン 行政区コード 住所コード 棟番号 番地コード 号コード 枝番コード 子枝番コード 市外コード  
賦課期日住所漢字 賦課期日方書漢字 賦課期日氏名漢字 賦課期日通称名漢字 通称名カナ 世帯主氏名カナ 世帯主氏名漢字 世帯内  
グループ 筆頭者氏名 世帯内順位 税世帯続柄 通知書番号 電話番号 外国人残留資格 国籍コード 納通公示 住登外課税通知 生保  
区分 家屋敷事業所フラグ 処理年月日 賦課期日住所漢字 賦課期日氏名漢字 徴収区分 合算区分 課税資料種別 課税資料名称 主  
たる資料番号簿冊番号主たる資料番号総括表一連番号 主たる資料番号一連番号 事業所番号 控配有無 未成年 寡フ区分 勤労学生  
本人障害 老人扶養人数 同居老人扶養人数 特定扶養人数 その他扶養人数 年少扶養人数 特障扶養人数 同居障害者人数 他障扶養  
人数 生年月日 生命保険料区分 居住年月日 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得住民税値 投信配当所得 未公開  
株所得 上場株所得 分離配当所得 分離配当繰越損失後 給与収入 給与所得算出値 特徴給与収入 主給与収入 専従者給与収入特  
徴給与所得 先物所得 年金収入 その他雑所得 年金所得 雑所得 総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得二分の一前 一時所得二分の  
一前 山林所得 退職所得住民税値 分離短期譲渡所得一般特別控除前 分離短期譲渡所得一般特別控除額 分離短期譲渡所得軽減特  
別控除前 分離短期譲渡所得軽減特別控除額 分離長期譲渡所得一般特別控除前 分離長期譲渡所得一般特別控除額 分離長期譲渡  
所得特定特別控除前 分離長期譲渡所得特定特別控除額 分離長期譲渡所得軽減特別控除前 分離長期譲渡所得軽減特別控除額 総所  
得 合計所得 総所得金額等の合計 繰越損失総所得分 繰越損失分離短期分 繰越損失先物分 繰越損失分離長期分 繰越損失株式分  
繰越損失分離配当分 繰越損失居住用特例分 繰越損失山林分 繰越雑損失 譲渡割 配当割臨時所得 変動所得 変動超過額 特定支  
出合計額 総合譲渡控除使用額 非課税所得 免税所得 所得合計 配当所得2分の1 配当所得4分の1 雑損控除 医療費控除 社会保険  
料控除 小規模共済控除 旧生命保険料支払額 新個人年金支払額 新生命保険料支払額 介護保険料支払額 生命保険料控除 地震保  
険料支払額 地震保険料 寄附金控除額地方公共団体以外 扶養控除 配偶者控除入力値 配偶者特別控除入力値 配偶者控除算出値  
配偶者特別控除算出値 配偶者の所得 外国税額控除市分 外国税額控除県分 退職所得所得税値 繰越控除入力値 平均課税対象額  
特別障害者扶養控除 その他障害者扶養控除 一般寡婦控除特別寡婦控除 寡夫控除 勤学控除 本人障害控除 基礎控除 所得控除合  
計 旧個人年金支払額 地震保険料控除額所得税 損害保険長期支払額 損失繰越額 市減免額 県減免額 医療費支払額 医療費補填  
額 住宅取得特別控除 住宅借入金控除可能額 住宅借入金等控除残額 寄附金支払額地方公共団体 都道府県条例寄附金入力値 市区  
町村条例寄附金入力値 市民税寄附金控除県民税寄附金控除 市民税寄附金特例控除 県民税寄附金特例控除 課税標準分離配当 市  
算出所得割分離配当 県算出所得割分離配当 住宅借入金等控除残額市 住宅借入金等控除残額県 年税額処理事由 異動事由

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象外のデータを入手することはない。</li> <li>・関係機関や他自治体からの資料の入手については、基本4情報に基づいて課税台帳との照合を行い、課税対象外のデータを入手した場合は正しい課税団体への転送を行う。</li> </ul> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報入手を防止する。</li> <li>・画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる申請や不要な情報を送信するリスクを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[                    十分である                    ]                    &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                    2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;マイナポータル申請管理と申請管理システムにおけるリスクと措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で入手が行われるリスクについては、署名用電子証明書による電子署名及び署名検証により、本人からの情報のみが送信されることで防止しているほか、画面の誘導において申請フォームが何のサービスにつながるか明示することで、住民に負担を掛けず申請を実施できる措置を講じる。また、システムを利用する職員を限定し、権限管理を行うことで入手情報に制限を行う。</li> <li>・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクについては、署名用電子証明書による本人確認がなされるほか、個人番号カード内の個人番号情報を申請フォームに自動反映することで、不正確な情報入力を防止している。</li> <li>・入手した特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスクについては、通信を専用回線で行い、さらに通信の暗号化により、外部からの盗聴・漏えいを防止している。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税システムには、住民税賦課業務に関係のない情報を保有しない。
リスクへの対策は十分か	<p>[                    十分である                    ]                    &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                    2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[    行っている    ]                    &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                    2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定し、定期的な権限の管理を行っているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作ログを記録し、操作内容を追跡できるよう管理するとともに、その旨を職員に周知して不正利用の抑止を図っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[                    十分である                    ]                    &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                    2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けて、使用を制限するほか、ハードウェア的にデータの暗号化を行って運用する。</li> </ul> <p>&lt;マイナポータル申請管理と申請管理システムにおけるリスクと措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスクについては、アクセス端末を制限する措置を取る。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、アクセス権限を付与された職員のみが業務を行うように定期的な権限管理を行う。</li> </ul>	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の移転に当たっては、移転先からの申請に基づきその根拠と必要性を判断し、不必要な移転が行われない取扱いとしている。</li> <li>・IDによる厳しいアクセス管理を行い、権限のない職員が特定個人情報に接しないよう制御している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①個人住民税システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務の権限を有する職員以外が入手することのないよう、アクセス権限を設定している。</li> <li>・操作ログを記録し、目的外の入手が行われていないか追跡を可能にしている。</li> </ul> <p>②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①個人住民税システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務の権限を有する職員以外が入手することのないよう、アクセス権限を設定している。</li> <li>・操作ログを記録し、目的外の入手が行われていないか追跡を可能にしている。</li> </ul> <p>②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>①中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>②中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<マイナポータル申請管理と申請管理システムにおける措置> ・接続端末については、アクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定しているなどの安全管理措置を講じている。また、ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。 ・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるほか、ハードウェア的にデータの暗号化を行って運用する。 ・専用回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴・漏えいが起こらないようにしており、さらに通信は暗号化を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<マイナポータル申請管理と申請管理システムにおけるリスクと措置> ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクについては、個人番号付電子申請データが古い情報で利用されないよう、データの履歴管理を行う。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについては、接続端末上に不要なデータを残さない運用を行うほか、外部記憶媒体について、定期的に不要なデータが残っていないかの確認を行う。	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・担当職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。
10. その他のリスク対策	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 総務部総務課情報公関係
②請求方法	千歳市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 総務部税務課市民税係
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	予定なし
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	予定なし
②方法	-
③結果	-

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項  2..行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条	【情報提供】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項  2..行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3条	事後	
平成30年7月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 細貝貴生	税務課長	事後	
平成30年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成30年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
平成30年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先2	市民環境部国民健康保険課	市民環境部国保医療課	事後	

平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先3	市民環境部国民健康保険課	市民環境部国保医療課	事後	
平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先6	保健福祉部保育課	こども福祉部こども政策課	事後	
平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先10	保健福祉部子育て推進課	こども福祉部こども家庭課	事後	
平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先11、①～⑦	保健福祉部子育て推進課ほか	削除(移転先10と重複)	事後	
平成30年7月10日	Ⅲリスク対策 8.監査 実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[   ] 自己点検	事後	
平成30年7月10日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年5月15日	平成30年6月5日	事後	
令和1年6月28日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 2..行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3条	【情報提供】 2..行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3条	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社HARP	事後	

令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	納税通知書の封入等業務	給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ③提供する情報	地方税法第321条の4第1項、第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第3項に規定される情報	地方税法第321条の4第1項、第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項に規定される情報	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1から移転先10まで ①法令上の根拠	番号法第9条第1号	番号法第9条第1項	事後	
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月5日	平成31年4月25日	事後	
令和2年5月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務システム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバー)	[○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	
令和2年5月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務システム6 ③他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバー)	[○]税務システム [○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報情報の入手・使用 ①入手元 ※	国民健康保険課、医療助成課	国保医療課	事後	

令和2年5月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3	特別徴収義務者(事業者・年金保険者等)	年金保険者	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3 ③提供する情報	地方税法第321条の4第1項、第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項に規定される情報	第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項に規定される情報	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3 ⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	
令和2年5月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月25日	令和2年4月27日	事後	

令和3年7月27日	I 基本情報 5-②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二</li> </ul> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項</p> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4、44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3条</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二 27の項</li> </ul> <p>2..行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二</li> </ul> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4、44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-2-3,59-3条</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 27の項</li> </ul> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul>	事後	番号法19条第8号の変更については、令和3年9月1日の法改正による。(事前)
令和3年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事前	令和3年9月1日の法改正による。

令和3年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1-①	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1-②	番号法第19条第7号別表第2に定めるとおり	番号法第19条第8号別表第2に定めるとおり	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1-③	番号法第19条第7号別表第2に定める個人住民税に関する特定個人情報	番号法第19条第8号別表第2に定める個人住民税に関する特定個人情報	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先2-①	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	Ⅲ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和2年4月27日	令和3年5月28日	事後	
令和4年6月25日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和3年5月28日	令和4年5月25日	事後	

令和5年6月1日	I 基本情報 5-②法令上の根拠	<p><b>【情報提供】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、28、31、31-2、31-3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43-3、43-4、44、44-2、45、47、49、49-2、50、51、53、54、55、58、59、59-2、59-2-2、59-2-3、59-3条</li> </ul> <p><b>【情報照会】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 27の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul>	<p><b>【情報提供】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、50、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、27、28、31、31-2-2、31-3、32、33、34、35、36、37、38、39、39-2、40、43、43-3、43-4、44、44-5、45、47、49、49-2、51、53、54、55、58、59、59-2-2、59-2-3、59-3、59-4条</li> </ul> <p><b>【情報照会】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 27の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul>	事後	
令和5年6月1日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年5月25日	令和5年6月1日	事後	

令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1:個人住民税システム ③他のシステムとの接続	[○]その他(団体内統合利用番号連携サーバー)	[○]その他(団体内統合利用番号連携サーバー、申請管理システム)	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	なし	マイナポータル申請管理	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	なし	①住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ②地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	なし	[○]その他(申請管理システム)	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	なし	申請管理システム	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	なし	①申請を受け付けた後の申請データの授受から、審査、公文書作成等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続き、審査状況の確認ができる機能 ②個人住民税システムに申請データを連携する機能	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	なし	[○]その他(マイナポータル申請管理、個人住民税システム)	事前	①

令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	[○] その他(eLTAXシステム、国税連携システム)	[○] その他(eLTAXシステム、国税連携システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム)	事前	①
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	市・道民税賦課計算業務(標準準拠システム) ① 委託内容 申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函 ② 10人以上50人未満 ③ 北海道日立システムズ ④ 再委託する ⑤ 書面による届出 ⑥ 給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務	事前	①
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	なし	<p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <p>① システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>② 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>① 個人番号等に事業者がアクセスできないようにアクセス制御を実施している。</p> <p>② 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。</p>	事前	①

<p>令和7年10月1日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 保管方法 ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ② 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>消去方法 ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、</p>	<p>事前</p>	<p>①</p>
------------------	--	--	---	-----------	----------

<p>令和7年10月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>なし</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; 保管方法 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。  消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	<p>事前</p>	<p>①</p>
------------------	---	-----------	---	-----------	----------

<p>令和7年10月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象外のデータを入手することはない。 ・関係機関や他自治体からの資料の入手については、基本4情報に基づいて課税台帳との照合を行い、課税対象外のデータを入手した場合は正しい課税団体への転送を行う。</p>	<p>・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象外のデータを入手することはない。 ・関係機関や他自治体からの資料の入手については、基本4情報に基づいて課税台帳との照合を行い、課税対象外のデータを入手した場合は正しい課税団体への転送を行う。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt; ・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報入手を防止する。 ・画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる申請や不要な情報を送信するリスクを防止する。</p>	<p>事前</p>	<p>①</p>
<p>令和7年10月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>なし</p>	<p>&lt;マイナポータル申請管理と申請管理システムにおけるリスクと措置&gt; ・不適切な方法で入手が行われるリスクについては、署名用電子証明書による電子署名及び署名検証により、本人からの情報のみが送信されることで防止しているほか、画面の誘導において申請フォームが何のサービスにつながるか明示することで、住民に負担を掛けず申請を実施できる措置を講じる。また、システムを利用する職員を限定し、権限管理を行うことで入手情報に制限を行う。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクについては、署名用電子証明書による本人確認がなされるほか、個人番号カード内の個人番号情報を申請フォームに自動反映することで、不正確な情報入力を防止している。 ・入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクについては、通信を専用回線で行い、さらに通信の暗号化により、外部からの盗聴・漏えいを防止している。</p>	<p>事前</p>	<p>①</p>

令和7年10月1日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定しているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定し、定期的な権限の管理を行っているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> </ul>	事前	①
令和7年10月1日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるなど、使用を制限している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けて、使用を制限するほか、ハードウェア的にデータの暗号化を行って運用する。</li> </ul> <p>&lt;マイナポータル申請管理と申請管理システムにおけるリスクと措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスクについては、アクセス端末を制限する措置を取る。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、アクセス権限を付与された職員のみが業務を行うように定期的な権限管理を行う。</li> </ul>	事前	①
令和7年10月1日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	なし	<p>&lt;マイナポータル申請管理と申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続端末については、アクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定しているなどの安全管理措置を講じている。また、ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> <li>・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるほか、ハードウェア的にデータの暗号化を行って運用する。</li> <li>・専用回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴・漏えいが起こらないようにしており、さらに通信は暗号化を行っている。</li> </ul>	事前	①

令和7年10月1日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	<p>&lt;マイナポータル申請管理と申請管理システムにおけるリスクと措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクについては、個人番号付電子申請データが古い情報で利用されないよう、データの履歴管理を行う。</li> <li>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについては、接続端末上に不要なデータを残さない運用を行うほか、外部記憶媒体について、定期的に不要なデータが残っていないかの確認を行う。</li> </ul>	事前	①
令和7年10月1日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年5月25日	令和7年10月1日	事前	①
令和7年10月1日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項</li> <li>・別表第一 16の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条</li> </ul>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項</li> <li>・別表 24の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条</li> </ul>	事後	

令和7年10月1日	I 基本情報 5-②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、50、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、27、28、31、31-2-2、31-3、32、33、34、35、36、37、38、39、39-2、40、43、43-3、43-4、44、44-5、45、47、49、49-2、51、53、54、55、58、59、59-2-2、59-2-3、59-3、59-4条</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・別表第二 27の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の表 48の項</li> </ul>	事後	
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無 委託する 2件	委託の有無 委託する 1件	事後	

令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	市・道民税賦課計算業務 ①委託内容 申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函 ②10人以上50人未満 ③株式会社HARP ④再委託する ⑤書面による届出 ⑥給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務	市・道民税賦課計算業務(標準準拠システム) ①委託内容 申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函 ②10人以上50人未満 ③北海道日立システムズ ④再委託する ⑤書面による届出 ⑥給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務	事後	
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	市・道民税賦課計算業務 ①委託内容 申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函 ②10人以上50人未満 ③株式会社HARP ④再委託する ⑤書面による届出 ⑥給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務	なし	事後	
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	提供先1: 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ②提供先における用途: 番号法第19条第8号別表第2に定めるとおり ③提供する情報: 番号法第19条第8号別表第2に定める個人住民税に関する特定個人情報	提供先1: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項に定める第1欄の情報照会者 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ②提供先における用途: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定めるとおり ③提供する情報: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める個人住民税に関する特定個人情報	事後	
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	

令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	番号法第9条第1項 別表の44の項	事後	
令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先3 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	
令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先4 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	番号法第9条第1項 別表の46の項	事後	
令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先5 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の68の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	
令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先6 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	
令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先7 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の12の項	番号法第9条第1項 別表の21の項	事後	
令和8年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先8 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の34の項	番号法第9条第1項 別表の51の項	事後	

令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表の117の項	事後	
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項	番号法第9条第1項 別表の81の項	事後	